

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コーナン天理店

所在地 天理市嘉幡町六六五番三ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 事業開始に伴い生じる廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。

2 地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和三年十二月十日から令和四年一月十一日まで。ただし、奈良県の休日を含め、令和三年三月三十一日（平成元年三月三十一日）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで